

## 養老町第三回定例会会議録

平成二十四年第三回養老町議会の定例会を養老町議会会議事堂に召集されたので会議を開いた。  
その次第は次のとおりである。

### ○議事日程（平成二十四年九月七日第一日）

- |       |                                    |        |         |   |
|-------|------------------------------------|--------|---------|---|
| 日程第一  | 会議録署名議員の指名                         | 日程第十二  | 認定第十号   | 別会計歳入歳出決算認定について                             |
| 日程第二  | 会期の決定                              | 日程第十三  | 認定第十一号  | 平成二十三年養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について            |
| 日程第三  | 諸般の報告                              | 日程第十四  | 選任第六号   | 決算特別委員会委員の選任について                            |
| 日程第四  | 平成二十三年養老町一般会計歳入歳出決算認定について          | 日程第十五  | 議案第七十四号 | 災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第五  | 平成二十三年養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について    | 日程第十六  | 議案第七十五号 | 養老町税条例の一部を改正する条例について                        |
| 日程第六  | 平成二十三年養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について      | 日程第十七  | 議案第七十六号 | 養老町火災予防条例の一部を改正する条例について                     |
| 日程第七  | 平成二十三年養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定について | 日程第十八  | 同意第二号   | 教育委員会委員の任命同意について                            |
| 日程第八  | 平成二十三年養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定について | 日程第十九  | 同意第三号   | 教育委員会委員の任命同意について                            |
| 日程第九  | 平成二十三年養老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について   | 日程第二十  | 議案第七十七号 | 平成二十四年度養老町一般会計補正予算                          |
| 日程第十  | 平成二十三年養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  | 日程第二十一 | 議案第七十八号 | 平成二十四年度養老町簡易水道特別会計補正予算                      |
| 日程第十一 | 認定第九号                              | 日程第二十二 | 議案第七十九号 | 平成二十四年度養老町上水道事                              |

業会計補正予算  
 日程第二十三 議案第八十号 平成二十四年度養老町介護保険事業特別会計補正予算

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員  
 議長 松永民夫

○欠席議員  
 一 番 岩永義仁  
 二 番 長澤龍夫  
 三 番 大橋三男  
 四 番 三田正敏  
 五 番 吉田太郎  
 六 番 早崎百合子  
 七 番 野村永一  
 八 番 田中敏弘  
 九 番 松永民夫  
 十 番 皆川雅子  
 十一番 岩瀬進  
 十二番 水谷久美子  
 十三番 中村辰夫

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 大橋孝  
 副町長 西脇正博  
 教育長 野村浩太郎

総務部長兼 総務課長	安藤淳一
総務部参事兼 総務部企画政策課長	問山孝通
総務部税務課長	田中信行
住民福祉部長	日比重喜
住民福祉課長	伊藤公一
健康福祉課長	松永博孝
住民福祉部	高木久之
生活環境課長	柏渕裕昭
産業建設部長	川地豊己
農業建設部長	川地豊己
農林振興課長	川地豊己
産業建設部	加藤敏博
産業建設課長	伊藤博文
産業建設部	伊藤博文
水道建設課長	西脇和信
会計管理者兼 会計課長	伊藤幸
教育委員会事務局長兼 スポーツ振興課長	香川満
教育委員会	佐藤昌子
教育総務課長	佐藤昌子
教育委員会	藤田実芳
生涯学習課長	藤田実芳

消 防 長 小林 恒 夫

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 山 中 秀 樹  
議 会 事 務 局 書 記 川 地 洋 子  
議 会 事 務 局 書 記 稲 川 諭 実 彦

(開会時間 午前九時三十分)

○議長 (松永民夫君) おはようございます。

平成二十四年第三回養老町議会定例会を開会するに当たりまして、議員並びに執行部各位には、何かと御多用の中、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

最初に、議場及び傍聴席の皆様にお断りをいたします。ただいまごろんのとおり、現在、庁舎空調機の故障によりまして、議場内も冷房が入らない状態になっております。大変御迷惑をかけております。皆様におかれましては、上着を脱ぐなりして各自対応していただいで結構でございますので、よろしく願います。

それでは、開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いします。

傍聴席の皆さんも願います。それでは私が前段を読み上げますので、後段の御唱和を、よろしく願います。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議の欠席者を報告します。

十一番 中村辰夫君より、検査入院のため欠席の通告がありました。

それでは、ただいまから平成二十四年第三回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長 (松永民夫君) 日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十条の規定によって、四番 三田正敏君、五番 吉田太郎君を指名します。

○議長 (松永民夫君) 次に、日程第二、会期の決定を議題といたします。

ここで、八月三十一日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 皆川雅子君。

○議会運営委員長 (皆川雅子君) 議会運営委員会報告。

去る八月三十一日午前十時より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席のもとに開会いたしました。

協議事項は、平成二十四年第三回養老町議会定例会の日程及び運営についてであります。

まず、会期につきましては、本日九月七日金曜日から九月二十一日金曜日までの十五日間で、本会議の開会時間は午前九時三十分からと決定しました。

議事日程につきましては、一、開会宣言、二、会議録署名議員の指名、三、会期の決定、四、諸般の報告、五、議案の提案説明、六、決算特別委員会の設置及び付託、委員の指名、七、町政一般に関する質問、八、議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定しました。

一般質問は、議会二日目の九月二十日木曜日、議長への質問通告書の提出締め切りは、本日九月七日午後四時まで。また、発言順序は、くじ引きによることと決定しました。

次に、付議事件につきましては、平成二十三年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定十件、条例の一部改正三件、人事案件二件、平成二十四年度一般会計及び特別会計補正予算四件、以上合計十九件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第四、平成二十三年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第十三、平成二十三年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの十議案は、議会初日に一括上程し、提案説明を受けて総括質疑後、決算特別委員会の設置を議題とし、設置の議決後委員を指名し、この議案を付託して審査願い、議会最終日に委員長より報告を受け、委員長への質疑、討論は省略し、採決すること。

次に、日程第十五、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、日程第十七、養老町火災予防条例の一部を改正する条例についてまで及び日程第二十、平成二十四年度養老町一般会計補正予算から、日程第二十三、平成二十四年度養老町介護保険事業特別会計補正予算までの七議案は、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明のみを受け、議会最終日に質疑、討論を経て採決を行うこと。

次に、日程第十八及び日程第十九、教育委員会委員の任命同意についての二議案については、人事案件につき、議会初日に上程後、提案説明を受け、質疑を行い、討論を省略し、採決を行うこと。

なお、審査を付託する決算特別委員会は、九月十一日火曜日及

び十二日水曜日の二日間とし、両日も午前十時より開催されるよう要請すること。以上のように決定いたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（松永民夫君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日九月七日から九月二十一日までの十五日間にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日九月七日から九月二十一日までの十五日間と決定いたしました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

また、監査委員から、地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、平成二十四年度七月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いします。

町長。

○町長（大橋 孝君） 皆さん、おはようございます。

本日は皆様方、何かと御多用なところ、第三回の定例会を招集いたしましたところ、御参集をいただきまして本当にありがとうございます。

まず最初に皆さん方におわびを申し上げておきたいと思ひます。ごらんのとおり、空調設備の不備によりまして、皆さん方には大変御迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。

季節の挨拶で、やっと秋らしくなりかけているなあというような挨拶をしようと思ひましたけれども、こういった状況になつてしまいました。本当に御迷惑をおかけしていると思ひます。

今月は非常に行事が多数ございます。敬老会、町民運動会等もございまして、九月の二十九日には第六十七回の四十七年ぶりとなりまず岐阜清流国体が開催されます。県外からも八十万人といわれる方がお見えになるといふふうには推測されておりますが、養老町でも二つの、軟式野球とサッカーの公式競技が行われるわけでございます。養老町のおもてなし、養老町の魅力が大いに発信をするチャンスだといふふうにも捉えております。たくさんの方の皆様方にも御声援をお願いしたいといふふうには思つております。

また、この議会では初めて、二日目の一般質問にCCネットが入つて、議会の様子を町民の皆さん方にごらんをいただくということになつております。行政もそうでありまして、ともども議会の開かれた、議会の一助になればといふふうには思つております。

本議会におきましては、二十三年度の一般会計の認定等たくさん議案を審議いただくことに伺つております。どうかひとつよろしく御審議をいただきますようお願いを申し上げます。最初の挨拶とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（松永民夫君） それでは、日程第四、認定第二号 平成二

十三年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第十三、認定第十一号 平成二十三年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの十議案を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程をいただきました日程第四の認定第二号 平成二十三年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第十三の認定第十一号 平成二十三年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして一括上程をいただきましたので、順次説明をさせていただきます。

初めに、認定第二号 平成二十三年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についての決算書の内容について御説明を申し上げます。この一般会計につきましては、歳入が百五億三百七十七万二千九百三十一円でございます。そのうち、不納欠損という形で二千九百六万三千七百七十五円の不納欠損処分をいたしました。この内訳は、町税が二千八百九十九万八千五百五十六円、児童福祉費負担金で六万五千七百円でございます。また、収入未済額につきましては、町税で四億四千八百五十六万四千二百五十六円でございますが、この額につきましては、厳しい経済状況の中ということもありませんが、財源の確保という見地からいきますと、引き続き徴収にしっかりと努めていかなければならないと考えております。こういう形で、先ほど申し上げましたように、収入済額が百五億三千七百七十七万二千九百三十一円でございます。

次に、歳出でございますが、全体の支出額につきましては九十七億二千六百八十八万八千三百七十七円でございます。翌年度への繰越額は一億六千八百八十一万一千円で、繰越明許費として、庁舎等管理

費九百十七万円、それから小学校校舎等施設整備事業一億四千四百五十三万五千元、それから町民プール維持管理費で八百十万六千円の総額一億六千八百一十一万一千円を平成二十四年度へ繰り越すという手続をいたしました。なお、実質収支に関する調書では、単位千円の処理を行っておりますが、その中で、翌年度へ繰り越すべき財源ということで、繰越明許費繰越額二千七百万円、これは一般財源であり、その他は未収入特定財源で国庫補助金が三千八百六十一万一千円、地方債が九千六百二十万円でございます。

以上、収入が百五億三百七十七万二千六百三十一円、歳出が九十七億二百六十八万八千三百七十七円ということで、差引額は八億四十九万一千七百九十四円でございます。このような中で、実質収支額は七億七千三百四十九万一千七百九十四円となります。

十二ページからは事項別明細書でございますので、お目通しをいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、九十六ページをごらんください。認定第三号 平成二十三年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

歳入の合計が三十六億一千三百二十万七千七百七十円で、国民健康保険税につきましては七億七千九十九万一千二百六十六円となりました。それから不納欠損でございますが三千三百十二万一千七百五十七円となり、こういったものができるだけ少しでも少なくなるようにという形で進めてまいりたいと思っております。また、収入未済額でございますが、これにつきましては三億七千八百七十九万七千三百九十二円でございます。

歳入の合計が三十六億一千三百二十万七千七百七十円に對しまして、歳出合計が三十三億九千二百七十二万三千七百七十一円ということで

ございます。差し引きいたしますと二億二千二十九万六千九百九十九円、これが歳入歳出差引額となります。

以上で国民健康保険特別会計の決算の説明を終わらせていただきます。次に百二十三ページをごらんください。

認定第四号 平成二十三年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

簡易水道の歳入合計は千七百七十一万七千九十七円、歳出は一千四百三十三万五千六百五十円、差し引きいたしますと三百三十八万一千四百四十七円の残となります。不納欠損につきましては三十七万四千七百十五円で使用料の関係でございます。これは転出先不明等やむを得ず不納欠損になったということでございますが、これも少なくともするように努めていかなければならないというふうに考えております。よろしくお願いをいたします。

次に、百三十四ページをごらんください。認定第五号 平成二十三年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

歳入合計といたしましては一億九千八百九十九万四千八百八十三円で、食肉事業施設整備等基金も繰り入れ、そして歳出のほうでは支出が一億八千三百八十一円ということで、非常に厳しい決算となり、差し引きが一千七百十五万六千八百七十二円でございます。

次に百四十五ページをごらんください。認定第六号 平成二十三年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

まず、歳入の関係でございますが、合計が八千三百三十五万五千三百六十九円、収入未済額といたしまして一億六十万三千四百三十五円、昭和五十三年度から平成二十三年度までの分でございます

す。そして歳出合計が三千九十六万九千三百八十一円となり、差し引き五千三十三万五千九百八十八円でございます。

次に、百五十四ページをごらんください。認定第七号 平成二十三年度養老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

この中で、歳入は三億二千八百八十四万三千八百四十四円で、不納欠損が三十六万九千四百四十七円、また、収入未済額として二千五十万八千八百八十二円でございます。

歳出につきましては、支出済みの合計が三億一千八百四十五万一千七百七十六円ということで、差し引きいたしますと一千三十九万二千六十八円でございます。この下水道というのは、ほとんどが下水道管の布設と建設費の償還で、二百七十五ページに管布設の事業内容をご載せさせていただいております。

次に、百六十七ページをごらんください。認定第八号 平成二十三年度養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

収入済みといたしまして二千七百九十四万六千四百三十七円でございます。不納欠損額が十二万三千五百九円、収入未済額が九十七万一千五百九十九円ということでございます。

歳出につきましては、支出済額が二千七百四十四万八千四百九十一円でございます。これにつきましては、ほぼ管理費と起債の償還の分という形でございます。歳入歳出差引額は、四十九万七千九百四十六円でございます。

次に、百七十六ページをごらんください。認定第九号 平成二十三年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案説明を申し上げます。

収入済額の合計につきましては二十一億八千八百八万二千五百

七円でございます。不納欠損が五百四万二千三百四十九円で、収入未済額が千六百九千七百二十四円となりました。介護保険制度については、みんなで支え合っていくことを理解していただき、保険料の納付についても努力してまいりたいと思っております。

次に、歳出でございます。歳出につきましては二十億二千二百六十三万六千四百五十三円支出したわけでございます。翌年度への繰越額は四百二十万円で、繰越明許費として、施設開設準備経費助成特別対策事業四百二十万円を平成二十四年度へ繰り越す手続をいたしました。歳入歳出を差し引きいたしますと一億六千五百四十四万五千六百四円の繰り越しとなったわけでございます。

次に、百九十九ページをごらんください。認定第十号 平成二十三年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

この介護サービス事業につきましては、収入済額といたしまして九百七十七万四千六百一十一円でございます。

歳出につきましては、支出済みが五百四十四万六千四百四十円ということ、歳入歳出差引額は三百七十二万七千七百二十一円でございます。

次に、二百八ページをごらんください。認定第十一号 平成二十三年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

収入済額につきましては二億六千万七千三百七十五円でございます。この医療につきましては、後期高齢者医療保険料という形で徴収をいたしまして、歳出のほうで広域連合のほうに納付するという仕組みで行っているわけでございます。制度が始まって四年目の決算でございます。歳入のほうでの不納欠損が三十五万五

千五百円、収入未済額百七十六万八千六百円でございます。支出済額が二億五千四百五十七万九千七百七十五円、差し引きいたしまして、五百四十三万一千四百円の繰り越しでございます。

以上で一括上程されました認定第二号から認定第十一号までの決算の認定に対する説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたしまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより、総括質疑を行います。

なお、本案は決算特別委員会を設置し、その委員会に付託の上、審査したいと思しますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） まず町長にお尋ねをしたいと思います。

大橋町長におかれましては、平成二十三年年度の決算は予算編成を統括し一年間執行した結果の決算で、いわば予算と決算を連動させた中での提案だと思えます。一般会計歳入歳出において御自身がどう統括して議会に提案されたのか、また自己評価に対する見解もお尋ねしたいと思います。

ただいまの提案説明の中では、未済額や不納欠損額については引き続き徴収に力を入れるとか、少しでも少なくするよう進めるというふうな発言でしたけれども、いま一度踏み込んだ形でこの点での見解を求めたいと思います。

二点目は、平成二十二年度において、出先、本庁舎に勤務する職員の時間外勤務手当は六千六百四十一万円というふうに承知をしております。平成二十三年度はどれだけの金額になったのかお

尋ねをいたします。

それから、町民には予算がないと言いながら、八款の土木費においてですが、特に道路橋梁新設改良費の工事請負費が一千四百二十万九千七百五十円の不用額として計上されております。予算の歳入を見ますと、補正で減額をし、継続的な形でその他財源で対応しておりますけれども、これについて説明を願いたいと思います。

それから、教育長にお尋ねをいたします。教育施設の維持管理では、特に国際学習会館に見られるように、当初予算の倍の補正を組み対応するという結果になっております。今後この点で、教育委員会内でのどのように話し合わせ、あるいは新しくマニュアルを作成するなど対応されたのか、その点についてお尋ねをします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 水谷議員の質問にお答えをさせていただきます。

予算につきましては、町民の貴重な税金を預からせていただいているということ、各精査しながら執行をいたしたつもりでございます。不用額等の問題を踏み込んだ形というふうに御質問でございますけれども、本年度、二人の徴収員の方をお願いを申し上げて、その検証結果はまだ出してはおりませんが、現在のところは電話でのお願いという形でございますが、これからは踏み込んだ形の訪問、それから、横着な未納者には差し押さえ等の執行という形になっていこうかと思えますが、本年は二人の徴収員の方での電話での催告等に、今のところはとどめていこうという現状であります。

○議長（松永民夫君） 安藤総務部長、答弁。

○総務部長兼総務課長（安藤淳一君） 水谷議員さんの御質問にお

答えさせていただきたいと思えます。

二十三年度の時間外勤務手当の総額という御質問ですが、総額で六千四百二十五万七千四百八十三円でございますので、二十二年と比較いたしましたして、二百十六万円ほどの減ということになったかと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（松永民夫君） 伊藤建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 水谷議員の御質問にお答えいたします。

平成二十三年度道路新設改良費で、一千万円の補正減ということとで三月議会に提出させていただきました内容についての御質問でございますが、実は道路新設改良費というのは、町単及び国庫事業等を同時に進めていく中で、国庫補助事業の中で町単負担分というのがございますので、二十三年度におきましては、東部中学校の新設道路改良費というのを国庫補助ということで併用してやっております。

そこで、国道二十八号線の取りつけ道路の関係が三月までで、実質供用を開始したのは四月一日からでございます。ぎりぎりの工事内容の工程の中で、町単分の費用というのを予定していた分が負担しなくてもいいようなことがありまして、御指摘のように、ふだん、本当に皆さんのために、予算は要望もたくさんございまして、予算の限り仕事をしていておりますが、工期の関係で、今年度特別残したということで、御理解いただきたいと思えます。

○議長（松永民夫君） 野村教育長、答弁。

○教育長（野村浩太郎君） 今の水谷議員の国際学習会館の維持に関する御質問にお答えをいたしたいと思えます。

これはエアコンが突如壊れたということで、急遽一千百三十万円ほどの補正をさせていただいたわけでございますが、今教育委

員会が管轄しております施設は膨大な施設がありまして、そのほとんどがもう三、四十年近くたったものが多いということで、実は、ほとんど全ての施設でこれに類似した問題があるわけで、毎年、年度末の来年度の予算編成に向けて点検をしながら、必要な物から順次お願ひをしてきたわけでございます。

例えば、その中でも非常に大きい中央公民館につきましては、ある程度の年次計画といえますが、まずこれ、次にはこれというような計画も持ちながら今対応しておるわけですが、全体の全ての施設の、そのような問題に関する今御指摘のマニュアルがあるかというようなこととございますが、そこまではまだ持っておりませんが、今回のようなこととございますので、一度よく検討いたしましたして、もしそのようなものができればつくっていききたいというようには考えますが、当面は必要に迫られても直せないものが続出しているというのが現状でございますので、本当に緊急性を要するものから順序お願ひしなければならぬというふうに思っておりますので、大変御迷惑をおかけすることもあるというふうに思っています。よろしく御理解をお願いしたいと思います。

○議長（松永民夫君） よろしいですか、ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） 町債の関係ですが、私議員になってちょうど十年目ですが、一般会計、特別会計、当時は百二十億円強あったと思いますが、現在は十億円ほどふえております。これについては、最低限必要な事業でどんどんやってみえたという認識でおりますが、今後とも学校の耐震化とか、プールの大改修、それから、町長の構想の養老の郷づくりとか、いろんな事業がめじろ

押しでございますので、今後こういったこと、実質公債費比率が上がないように努力していただきたいと思いますが、その辺の考え方をちよつと伺いたいと思います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 予算の執行に關しましては、本年度長期財政計画というようなものを立てまして、さまざま支出の検証を今しているところでございます。それに基づいて必要なところに必要な予算ということ。それから、一三〇〇年等の経費をいかに賄うかということになってきますけれども、やはりそれも養老町にとつては活性化の一つの起爆剤ということで、ある程度の投資はしていかなければならないと考えておりますが、過度の投資というものは考えておりません。やはり、養老の郷も自然を生かした形で、今ある財産、自然それから歴史というものを魅力として行つていきたいというふうに考えております。よろしく御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

日程第四、認定第二号から日程第十三、認定第十一号までの十議案については、十一人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よつて、日程第四、認定第二号から日程第十三、認定第十一号までの十議案については、十一人の委員で構成する決算特別委員

会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会に地方自治法第九十八条第一項の権限を委任することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よつて、決算委員会に地方自治法第九十八条第一項の権限を委任することに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十四、選任第六号 決算特別

委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の選任は、養老町議会委員会条例第七条第一項の規定により次の議員を指名したいと思ひます。

十三番 水谷久美子君、十一番 中村辰夫君、十番 皆川雅子君、八番 田中敏弘君、七番 野村永一君、六番 早崎百合子君、五番 吉田太郎君、四番 三田正敏君、三番 大橋三男君、二番 長澤龍夫君、一番 岩永義仁君。以上の十一名を選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よつて、決算特別委員会の委員には、ただいまの十一名を選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開時間は後でお知らせをいたします。

なお、休憩中に決算特別委員会を開催し、正・副委員長の互選

をお願いいたします。委員会は、四階北委員会室にてお願いいたします。また、執行部の皆さんは自席にて待機ください。

傍聴者の皆様は、四階大会議室においてお茶の用意をしておりますのでお入りください。

(午前十時 十四分 休憩)

(午前十時三十五分 再開)

○議長（松永民夫君）

休憩を解き、再開いたします。

休憩中に決算特別委員会が開催されました。その結果について決算特別委員会委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長 水谷久美子君。

○決算特別委員長（水谷久美子君）

ただいまの休憩中に、委員出席のもとに決算特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。協議の結果、指名推選により、委員長には、不肖私、水谷久美子が、副委員長には田中敏弘委員が選任されました。

もとより微力な私ではございますが、委員各位の御協力をいただきながら、平成二十三年度一般会計及び各特別委員会の決算審査を行いたいと思っております。

なお、審査に当たっては、議会が決定した予算が適正に、そして効率的に執行されたかなどを審査してまいりたいと存じます。

以上、決算特別委員会の報告といたします。

○議長（松永民夫君）

決算特別委員会委員長の報告が終わりました。

次に、日程第十五、議案第七十四号から日程第十七、議案第七十六号までの三議案は、逐条上程後、提案理由の説明のみ受けません。

○議長（松永民夫君） それでは、日程第十五、議案第七十四号

災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君）

ただいま上程を賜りました議案第七十四号について説明をさせていただきます。

議案第七十四号 災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について。

災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十四年九月七日提出。

改正の趣旨でございますが、この条例は災害対策基本法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十一号）が平成二十四年六月二十七日に施行されたものに伴い、関係条例について所要の改正を行うものであります。

要旨でございますが、養老町防災会議条例の一部改正（第一条関係）についてでございますが、先に述べました災害対策基本法第十六条第一項において「市町村長の諮問に依りて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議する」の文言が加えられたことに基づき、本条例の第二条中第二号「養老町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること」を「町長の諮問に依りて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議することに」改めるものでございます。同条第三号を第四号として、第二号の次に第三号といたしまして、「前号に規定する重要事項に関し町長に意見を述べること」を加えるものでございます。

また、養老町災害対策本部条例の一部改正（第二条関係）については、災害対策基本法の第二十三条の二において一項が追加され、第七項が第八項に改められましたために、本条例の第一条中「第二十三条第七項」を「第二十三条の二第八項」に改めるものでございます。

この条例は、いずれも公布の日から施行するものであります。以上で、議案第七十四号 災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十六、議案第七十五号 養老町条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。  
大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七十五号について説明をさせていただきます。

議案第七十五号 養老町条例の一部を改正する条例について。養老町条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十四年九月七日提出。

改正の趣旨でございますが、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が改正されたことに伴い、養老町条例の一部を改正するものであり、改正の主な内容につきましては、次のとおりでございます。

町民税について、二十八条の二の関係でございますが、年金所得以外の所得を有しなかった者で、寡婦、同じく寡夫控除を受けようとするものは、個人住民税の申告書を提出する必要があると思いますが、今回の法改正により、年金所得者が年金保険者に提出する

扶養親族等申告書及び年金保険者が市町村に提出する公的年金等報告書に寡婦、同じく寡夫の記載が追加されました。これにより年金所得者の寡婦（寡夫）控除の適用の有無を把握することが可能になったため、申告手続の簡素化を図るため、所要の改正を行うものでございます。

次に二番目といたしまして、固定資産税について、附則第七条の二関係でございます。

下水道除害施設——この除害施設というのは下水による障害を除去する施設でございますが——に係る課税措置の特例については一律の軽減措置が講じられてきましたけれども、今回の法改正により、市町村の条例で割合を定めることとなりましたので、所要の規定を追加するものであります。

特例割合については、従来の国の基準と同じ四分の三としております。

施行日につきましては、この条例は公布の日から施行する。ただし、町民税に関する改正規定は平成二十六年一月一日から施行するものでございます。

以上で、議案七十五号 養老町条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十七、議案第七十六号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。  
大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七十六号について説明をさせていただきます。

議案第七十六号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例について、養老町火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十四年九月七日提出。

改正の趣旨でございます。近年、温室効果ガス排出抑制の取り組みから、電気を動力源とする自動車等の普及が進められており、今後電気自動車等のインフラ整備の一つとして、電気を設備内部で変圧して、電気自動車等に充電する設備、通称、急速充電設備の設置の増加が予想されまして、設置される際に火災予防上必要な安全対策を確保するため、対象火災設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が一部改正されたことに伴い、養老町火災予防条例を一部改正するものでございます。

要旨でございますけれども、対象火気設備の一つに追加されました急速充電設備の位置、構造及び管理の基準が次のように規定されました。

一つは、防火上有効な措置が講じられた構造に係る基準として、筐体を不燃性の金属材料でつくること。

それから、振動等により転倒、落下、破損等を生じない構造の基準として、急速充電設備を堅固に床、壁、支柱等に固定すること。

また、急速充電設備の機能に支障を及ぼすおそれのない構造の基準として、雨水等の侵入防止措置を講ずること。

このようなものが規定されましたので、本条例を改正するものでございます。

なお、施行日につきましては平成二十四年十二月一日から施行するものとしまして、経過措置として改正施行の際、現に設置され、または設置工事がされている急速充電設備のうち、改正後の

規定に適合しないものについては、当該規定は適用しないことといたしました。

以上が火災予防条例の一部を改正する条例についての提案説明でございます。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十八、同意第二号及び日程第十九、同意第三号の教育委員会委員の任命同意についての二議案を一括議題といたします。

なお、本案は人事案件につき、提案理由の説明後、質疑を行い、討論を省略し、議案ごとに逐次採決いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 教育委員会委員の任命同意について。

町教育委員会の委員中、吉田忠史氏、それから黒田孝史氏の任期が平成二十四年十月七日をもって満了いたしますけれども、引き続き両氏を教育委員会委員として任命をいたしたいと思っております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四条第一項の規定により、次の者を教育委員会委員に任命したいので、同意を求めます。

住所、岐阜県養老郡養老町高田九百五十番地一、吉田忠史。

もう一人が、岐阜県養老郡養老町大巻五百四十九番地、黒田孝史。

お二人の方は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の四条にございます、当該地方公共団体の長の被選挙権を有しており、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し見識を有する者と認めまして、議会の同意を得て、任命をお願いするものでございます。任期は、第五条により四年でございます。再任されることがで

きるといふ規定に基づきまして、再任をお願いするものでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより、二議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、日程第十八、同意第二号 教育委員会委員の任命同意についての採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。次に、日程第十九、同意第三号 教育委員会委員の任命同意についての採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。次に、日程第二十、議案第七十七号から日程第二十三、議案第八十号までの四議案は、逐条上程後、提案理由の説明のみ受けま

す。

○議長（松永民夫君） それでは、日程第二十、議案第七十七号

平成二十四年度養老町一般会計補正予算を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。  
大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 上程をいただきました議案第七十七号 平成二十四年度養老町一般会計補正予算（第三号）につきまして、

その概要を説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ二億六千七百四十八万一千円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ九十九億四千七百四十九万九千円とするものであります。

最初に歳出の御説明をさせていただきます。

まず十一ページ、総務費の総務管理費では、庁舎等管理費として百五十一万九千円を計上いたしましたが、これは庁舎改造に伴う会議室用机及び椅子購入費で、また養老鉄道活性化事業として十一月十七日の養老の日に養老鉄道ピール曲を発表、コンサートを開催するための経費二十万円を計上いたしました。

次に、民生費の社会福祉費では、障害者福祉事業として九万三千円を計上いたしました。これは、障害者新法移行緊急経過措置事業費補助金で視覚障害者を対象とした情報支援基盤整備——音声コード作成ソフト及び専用半穴あけ器でございますが——をするものでございます。

また、障害者自立支援給付事業では、平成二十三年度障害者自立支援給付費、国・県負担金の精算による返還金二百七十九万二千円を増額するものでございます。

また、国民年金事務費として百万八千円を増額するもので、これは年金ネットに統合するために必要なシステム改修費でございます。

福祉センター維持管理事務費では、建築基準法の改正により公

共施設の定期報告制度が変わりましたので、調査点検委託料四十九万七千円を補正増するものです。

また対象施設がその他六カ所あり、それぞれの予算科目で補正をいたしました。内訳としては、地域福祉センターの五十四万八千円、十二ページの農林水産業費の、就業改善センターの四十三万五千円、十五ページの教育費、公民館費で中央公民館百七十四万一千円、産業文化会館、これは高田公民館分でございますが二十九万八千円、町民会館費で農村勤労福祉センター、これは中ホールでございますけれども百十五万五千円と町民会館二百二十四万七千円の三百四十万二千円でございます。

児童福祉費では、広域保育委託事業で保育委託園児の増により、委託料を二百三十七万三千円増額するものでございます。

続きまして、衛生費の保健衛生費では、予防接種事業で生ポリオワクチンから不活化ポリオワクチン接種へ、三種混合から四種混合ワクチン導入へとなるため。必要額の千二百五十九万八千円を補正増するものでございます。

農林水産業費の農業費では、県単土地改良事業費、これは下高田地区でございますが百四十六万三千円、町単土地改良事業費として百四十九万三千円を計上いたしました。かんがい排水事業が新たに採択されたのと、排水路改良工事を補正増するものでございます。

また、林業費では吉谷林道の修復費百二万三千円を補正するものでございます。

商工費の商工業振興費では、消費者行政活性化事業として十八万円、それはクーリングオフ等啓発事業に使用するものでございます。新エネルギー対策事業費として二百六十四万円を計上いたしました。これは、先ほど申しました消費者教育啓発事業と、住

宅用太陽光発電システム設置事業補助金の申し込みが増加し、予算が不足してまいりましたので補正するものでございます。

土木費の道路橋梁新設改良費では、スマートインターチェンジ建設促進事業として四百五十九万九千円を計上いたしました。これは養老サービスマートインターチェンジ実施計画書作成業務委託料でございます。

また、住宅管理費では改良住宅補修費として三百四十二万七千円を計上いたしました。

教育費の小・中学校費では管理事務、パソコン及びプリンターの再リース料として、それぞれ十八万八千円と十万四千円を計上いたしました。

また、社会教育費の文化財保護事業として七十九万八千円、地区公民館維持管理費として五十一万五千円、日独文化交流事業費として二百三十万円を計上いたしました。これは中央公民館内に古文書や埋蔵品の収蔵庫を設けるための設計業務委託料、これ七十九万八千円でございます。それから日吉公民館講義室空調機取りかえ工事が五十一万五千円、それから日独文化交流事業、和太鼓の往復輸送料として二百三十万円を計上させていただきます。

さらに、保健体育費のスポーツ振興審議会事務では、追加開催当初予算では二回でございましたが、五回にさせていただいたために十一万八千円を計上いたしました。

また、町民プール維持管理費では、屋根の改修工事等の見直しを含めた改修の基本計画の完了に伴う必要額を補正するもので、今年度分二億二千百二十九万九千円の改修工事費を計上いたしました。

次に、八ページの歳入について御説明を申し上げます。

分担金及び負担金の分担金につきましては、県・町単土地改良事業の地元負担金百六十八万四千円の増額をいたしました。

次に、国庫支出金の国庫負担金につきましては、保育所運営費負担金、広域分でございますが六十九万五千円を、国庫委託金につきましては、年金事務委託金として百万八千円を補正増いたしました。

県支出金の県負担金につきましては、保育所運営費負担金、広域分で三十四万七千円を、県補助金につきましては、障害者新法移行緊急経過措置事業費補助金八万円、県単土地改良事業補助金五十八万五千円、消費者行政活性化基金事業補助金十八万円の合計八十四万五千円を補正増いたしました。

繰入金二百三十万円は、まちづくり整備基金から取り崩し補正増いたしました。財源は日独文化交流事業に充当いたします。

繰越金につきましては、歳入全体で不足する財源一億二千二百七十六千円を充てるものであります。

また諸収入の雑入では、改良住宅火災共済金三百四十二万六千円を補正増いたしました。

最後に町債でございますが、町民プール大規模改修事業に伴い一億三千五百万円を借り入れます。

五ページの「第二表 債務負担行為補正」につきましては、町民プール大規模改修事業が平成二十四、二十五年度と二カ年におたるため、平成二十五年度分一億六百四十一万五千円を債務負担行為として追加するものであり、「第三表 地方債補正」につきましては、町民プール大規模改修事業債として一億三千五百万円を追加補正したものでございます。

以上で、平成二十四年度養老町一般会計補正予算（第三号）の提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二十一、議案第七十八号 平成二十四年度養老町簡易水道特別会計補正予算を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。  
大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程をいただきました議案第七十八号 平成二十四年度養老町簡易水道特別会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ百十三万一千円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ千五百四十三万一千円とするものであります。

歳出につきましては、本年六月の上水道切りかえにより、今熊谷簡易水道組合の解散に伴い、水質保全会用品代三万三千円、水質検査業務委託料二万円の水道管理費五万三千円及び水道関係負担金百七十八千円を増額いたしました。

歳入につきましては、今熊谷簡易水道使用料十一万九千円と、基金繰入金、これは今熊谷簡易水道施設整備基金分でございますが百一万二千円を充ちました。

以上で、平成二十四年度養老町簡易水道特別会計補正予算（第一号）の提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二十二、議案第七十九号 平成二十四年度養老町上水道事業会計補正予算を議題といたします。  
町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程をいただきました議案第七十九号 平成二十四年度養老町上水道事業会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、収益的支出で水道事業費用の営業費用、総係費、委託料として企業会計システム改修及び支援業務委託料二百九十四万円を増額し、補正後の収益的支出を三億九千二百十四万円とするものでございます。

以上で、平成二十四年度養老町上水道事業会計補正予算（第一号）の提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二十三、議案第八十号 平成二十四年度養老町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 議案第八十号 平成二十四年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）につきまして、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ六百六十五万五千円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ二十三億七千七百五十四円とするものであります。

歳入につきましては、平成二十三年度分国庫支出金、支払基金、県支出金の介護給付費等精算交付金をそれぞれ二百十四万円、三百二十四万五千円、百二十七万円の六百六十五万五千円を補正増するものでございます。

歳出につきましては、まず平成二十三年度分国庫・県支出金の地域支援事業と、システム改修事業費補助金精算返還金四百三十四万九千円の増額をいたしまして、財源更正分更正後の余剰財源を介護保険基金積立金として二百三十万六千円増額する合計六百六十五万五千円補正増するものでございます。

以上で平成二十四年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）の提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、明日九月八日から九月十九日までの十二日間は休会にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、明日九月八日から九月十九日までの十二日間は休会とすることに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

本日は、これをもって散会といたします。

なお、議会二日目は、九月二十日木曜日午前九時三十分より会議を開きます。本日は御苦労さまでございました。

（散会時間 午前十一時十分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた  
めここに署名する。

平成二十四年九月七日

議長 松 永 民 夫

議員 三 田 正 敏

議員 吉 田 太 郎